

やすらぎ苑在宅介護支援センター
(居宅介護支援事業)
サービス内容及び重要事項説明書

社会福祉法人 伝心会

サービス内容及び重要事項説明書
「指定居宅介護支援事業者：やすらぎ苑在宅介護支援センター」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(羽島市指定 第 2170400127 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とその家族などの希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者などとの連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の実施地域及び営業時間	2
4. 職員体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3 ～ 4
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	4

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 伝心会
- (2) 法人所在地 岐阜県羽島市下中町石田 687 番地
- (3) 電話番号 058 - 398 - 7070
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 力
- (5) 設立年月 平成 6 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的
事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護支援サービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 やすらぎ苑在宅介護支援センター
(平成 11 年 10 月 20 日指定岐阜県 2170400127 号)
- (4) 事業所の所在地 岐阜県羽島市下中町石田 687 番地
- (5) 電話番号 058 - 398 - 2600
- (6) 管理者 吉村 奈緒美
- (7) 当事業所の運営方針
当事業所の介護支援専門員は、被保険者が要介護状態になった場合においても、その置かれている環境などに応じて被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の事業
当事業所では、次の事業も併せて実施しています。
在宅介護支援事業、福祉サービス相談及び広報、啓発事業

3. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 羽島市全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 土日・祝日と 12 月 30 日～1 月 3 日は休日
受付時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時 休日は電話受付のみ ※24 時間連絡がとれる体制を確保しています。
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者兼介護支援専門員	1		業務の指揮、管理
2. 介護支援専門員	2	1	居宅介護支援事業

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として、次のサービスを提供します。

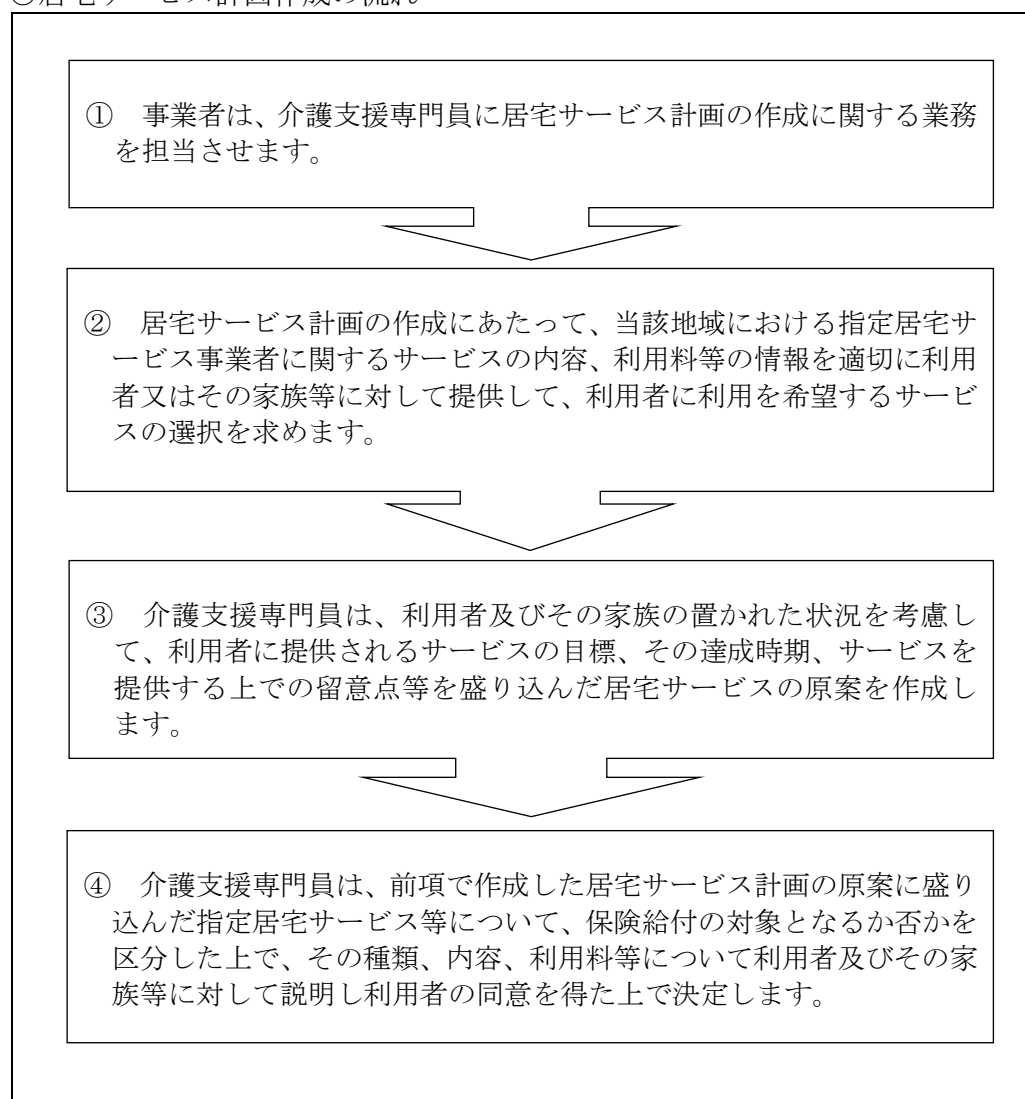
当事業所が提供するサービスについては、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の負担はありません。

<サービスの内容>

(1) 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家族を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」と言う。）が、総合的且つ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

○居宅サービス計画作成の流れ



- (2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
- ・ご利用者及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行ないます。
 - ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等の必要な援助を行います。

- (3) 居宅サービス計画の変更
- ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

- (4) 介護保険施設への紹介
- ご利用者が居宅に於いて日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行なう介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員の交代する場合は、ご利用者に対してサービス上の不利益が生じない様に十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員を指定することはできません。

(3) 入院時における医療機関との連携

ご利用者が治療のため医療機関への入院が必要となった場合、入院時に医療機関に担当介護支援専門員の氏名、事業所名、連絡先をお伝えいただくようお願いいたします。

(4) ターミナルケアマネジメント加算

当事業所は「ターミナルケアマネジメント加算」の体制を整備しています。

(対象者)

- ・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者
(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付 当事業所への苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 相談窓口 [担当者] 社会福祉法人 伝心会
各サービス事業所 [管理者及び主任生活相談員]
- 受付時間 毎週月曜日 ~ 金曜日
午前9時 ~ 午後5時

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

羽島市役所高齢福祉課	所在地	羽島市竹鼻町 55 番地
	電話番号	058-392-1111 内線 (2555)
	受付時間	平日 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時
国民健康保険団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号
	電話番号	058-275-9825
	受付時間	平日 午前 9 時 ~ 午後 5 時

平成 年 月 日

(事業所)

指定居宅介護支援サービスの提供に際して、本書面に基づき、重要事項の説明を行ないました。

事業者 やすらぎ苑在宅介護支援センター
事業所住所 岐阜県羽島市下中町石田 687 番地
電話番号 058 - 398 - 2600

説明者 職 名 介護支援専門員

氏 名 ⑩

(利用者)

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者（本人） 住 所

氏 名 ⑩

(※ご家族等が代筆した場合)

代筆者 住 所

氏 名 ⑩

続 柄

※代筆した理由